

# 第3章

## 気候変動適応編

# 第 1 節 計画策定の背景等

## 1-1 計画策定の背景

### (1) 背景

近年、気温の上昇、大雨頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じています。さらに今後、これらの影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられます。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

国内では改正気候変動適応法が令和5年4月に成立し、令和6年4月1日全面施行となりました。

気候変動の影響は地域特性によって大きく異なります。そのため、地域特性を熟知した地方公共団体が主体となって、地域の実情に応じた施策を計画に基づいて展開することが重要となります。

## 1-2 上位計画及び関連計画との位置づけ

### (1) 根拠法令

市川市地球温暖化対策実行計画（気候変動適応編）（以下、本章では「本計画」という。）は気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画であり、令和6年3月に策定した市川市気候変動適応計画（暫定版）を更新するものです。

## 1-3 計画期間

### (1) 計画期間

本計画の計画期間は、2025（令和7）年度から2030（令和12）年度までの6年間とします。